

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和3年10月21日（木）16:31～16:53
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

|    |        |                            |
|----|--------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授    |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会社員・理事             |
| 委員 | 安藤 至大  | 日本大学経済学部教授                 |
| 委員 | 安念 潤司  | 中央大学大学院法務研究科教授             |
| 委員 | 落合 孝文  | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授                 |

#### <提案者>

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 五十嵐 立青 | つくば市長                                |
| 鈴木 健嗣  | つくば市顧問・スーパーシティ構想アーキテクト<br>筑波大学教授     |
| 森 祐介   | つくば市政策イノベーション部長                      |
| 中山 秀之  | つくば市政策イノベーション部科学技術振興課<br>スマートシティ戦略室長 |

#### <事務局>

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 青木 由行  | 内閣府地方創生推進事務局長   |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
| 三浦 聡   | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 喜多 功彦  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国立大学法人、国の研究機関の調達についてWTO政府調達協定の対象機関から除外等
- 3 閉会

---

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始し

たいと思います。

今回のテーマは「国立大学法人、国の研究機関の調達についてWTO政府調達協定の対象機関から除外等」ということでございます。

本日は、まずは、つくば市から提案内容を御説明していただいた上で、委員の先生方から御意見をいただきまして、それについて事務局から外務省、内閣官房など関係省庁に文書等にて回答を求めたいと考えております。

本日はつくば市から資料を提出いただいております。これは公開可ということでございます。また、本日の議事についても公開可ということでございます。

では、八田座長のほうから今後の議事進行をよろしくお願ひしたいと思います。

○八田座長 本日はお集まりいただき、どうもありがとうございます。

それでは、最初につくば市に御説明をお願いして、その後で委員の意見をお聞きしたいと思います。まず、つくば市に5分程度で提案の概略を御説明お願いします。よろしくお願ひします。

○五十嵐市長 ありがとうございます。つくば市長の五十嵐でございます。本日このような機会を頂きまして、ありがとうございます。研究機関における研究開発を促進するための物品等の調達の制限の緩和について、御指示ありましたように簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

改めてですけれども、つくば市では、これまでも研究機関と協働で地域課題の解決に資するテクノロジーを活用したまちづくりを進めてきました。例えば、産総研や筑波大学とは自動運転の電動車椅子や追従型の荷物搬送ロボットなどを一緒に開発してきました。こうしたプロダクトやサービスは当然、言うまでもなく一朝一夕でできるものではなくて、大学や研究機関での基礎的な研究成果の積み重ねに基づいているものであります。今回提出しているつくばスーパーサイエンスシティ構想におきましても、日本の大学や研究機関発のテクノロジーをふんだんに私どもとしては活用していく予定ですが、日本は必ずしも研究開発を行いやすい環境ではないということを研究機関側から強く聞いておりまして、そのうちのひとつとして挙げられているのが、今回の研究設備の調達に関するルールであります。

日本は、WTO政府調達協定を批准していますが、各国で定める対象機関をリストにした付表に国立大学法人や国立研究開発法人が記載されているために、研究機関が政府調達協定の適用を受けることとなっています。例えば1億2,000万円を越える物品の調達は、手続だけで8～10か月、その後、納品まで数箇月とかなりの期間を要する状況となっております。他方、例えば米国では職業訓練学校を除いて国立大学が存在しないことから、州立大学や私立大学が研究大学となりますけれども、このうち政府調達協定の適用を受けるのは一部の州立大学のみであり、日米の研究機関で同じ研究機器を調達する際に納品まで要する期間や作業に大きな差が生じているのが現実であります。このため、最先端の研究機器を用いた実験の開始に遅れが出る。調達の手続を進めている間に新しい機器が

出た場合には、米国の研究大学は新しいものを買えるけれども、日本は手続途中の古いものを買わざるを得ないなどの悪影響があります。私自身も博士課程で研究していたものですので、ある程度分かりますが、研究の世界は数日の遅れも命取りであります。特に理工系、医学系の場合は、研究のスピードが特許等の知的財産を確保できるかにもつながっていくために、やはりこの開始の遅れは、行く行くはスマートシティの先端的サービスへの導出の遅れにもつながっていくと考えています。

私としては、今回、スーパーサイエンスシティというものを提出していますが、そのサービスが全て海外発の先端的サービスで埋め尽くされるような状況はとても受け入れがたいものだと思っています。加えて、実際に何が起きているかと申しますと、国際入札の手続をして有効に機能していればまだ良いのですけれども、今日、筑波大学の鈴木アーキテクトにも参加いただいています。ここ4年間の筑波大学の実績を見ても、172件の国際入札案件のうち日本に所在しない海外企業が応札した事例が何件あるかと申しますと、1件もございませんでした。そういう状況がある。このことは当然、つくば市が今回新たに言い出したのではなくて、これまでも政府の会議や国立大学協会からも指摘されていると承知しております。

色々私は申し上げましたけれども、何よりも現場の声が重要だと思いますので、今回この調達に関して日本と米国双方に研究拠点を持つ京都大学iPS細胞研究所の山中伸弥先生に聞いてみたところ、コメントをいただきました。今日このヒアリングの場で山中のコメントとして紹介してもらってよいと御許可をいただきましたので、そのまま申し上げまして、冒頭での説明に代えたいと思います。

アメリカ側の研究拠点であるグラッドストーン研究所は、調達が迅速です。例えば、ゲノムの配列を解析する5,000万円のシークエンサーを調達する際、グラッドストーンでは、メーカーに在庫があればすぐ納入されます。対して京都大学では、政府調達のプロセスを踏むため、半年くらいかかります。さらに、年度会計なので10月以降に注文しようとする3月末に間に合わないで、4月まで政府調達の開始を待つ必要があり、そこから半年後によく発注です。その間にアメリカでは新しい機器が販売され、日本は旧バージョンを購入ということもあり得ます。ゲノム解析装置は日進月歩ですから。

ちなみに、昨年、三井住友ファイナンスグループの御寄附でPCR機器を大量に購入しましたが、時間を節約するため、銀行のほうで機器を購入していただき、現物を京都大学に寄附していただきました。こういうことの積み重ねが日本の研究力低下の一因だと思います。

このようなコメントをいただいております。是非これらを御勘案いただき、政府調達手続の緩和をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、委員の方の御発言をお願いいたします。

落合委員、どうぞ。

○落合委員　ありがとうございます。

私のほうから2点ほどまず述べさせていただきたいと思います。一つは、これは国際協定ということがあるので、なかなか難しい面もありそうではある一方で、米国の場合に州立大学で適用されていない例が非常に多くあるというお話もあります。また、山中先生のお話も御紹介いただく中で、日本は形式的に全部国立大学法人を縛ってしまっているというのが、これは過剰にWTOルール適用対象を広げ過ぎているという問題があるのではないかとも思われました。これは国立大学全般に影響するということで、非常に大きい問題なのだと思っています。

そうすると、これはやはり海外においてどういう形でWTOの適用をされないような整理ができていくのかというのをしっかり内閣官房、外務省で確認していただいて、作戦を立てた上で、除外できるような措置を講じていくのは必須ではないかと思っています。

市長から6か月の期間の話がございました。私は公正取引委員会のほうで情報システム調達に関する意見交換会に参加していますけれども、政府調達の場合ですと、どうしても仕様書とかそういうのが単年度主義になっているので、民間企業で1年で終わるものを2年、3年かけてしまっていることもあると認識しております。このように政府関係の調達の硬直性が非常に問題であるということが、ここのWTOに限らず議論されている点だと思っていますので、そういった意味でも取り組むべき重要な課題であると思いました。

2点目は、日本の自主規制、自主的措置による上乗せという部分については、過去の日米貿易摩擦ですとか、日本が輸出を相当超過していた時代における遺物ではあると思っています。これについては国内においてある程度対応することもできるのだとも思われます。前期のWTOの協定の見直しに係る部分については、もしかすると海外との交渉もかかってくるのかもしれないので、より時間がかかる可能性もあるとは思われますけれども、一方で上乗せの部分だけでもできる限り早急に見直しを行っていくことが重要なのではないかと思います。

以上です。

○八田座長　ありがとうございます。

他に御意見ございませんでしょうか。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員　確かに政府調達は国立の組織対象ということですが、大学や研究所などはせっかく独立行政法人になったわけですから、独立行政法人としての調達の在り方を別途考えてもいいのではないかと思います。国立大学などを独立行政法人化した時に議論が無かったのでしょうか。公立大学などは総務省の管轄なのでしょうが、国立や公立を含めてほとんど全てが独立行政法人になっておりますので、そういう意味からすると、所管官庁が包括的に検討してもらって枠組みを変えていくことも運用上できるのではないかと思います。その辺に関して御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○八田座長 今の点について何かつくば市のほうから御意見ありますか。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐でございます。

先生御指摘のとおりであると私どもも感じておりまして、過去の遺物というお話もありましたが、国立大学を縛るプロセスの中で独法化された平成15年、その段階でまさに本来は交渉をして抜いておくべきものだったということを強く感じておりますし、その場で果たして外務省側と先方でどのような協議がされたかというところは、つまびらかに把握はしておりませんが、十分に、例えば海外では州立大学等が抜けていることを考えれば、本来の独法化の趣旨にかんがみても、協定から外していくということは本来であればむしろ自然なことなのではないかと考えております。

○八田座長 それでは、安念委員、どうぞ。

○安念委員 ちょっとこれは、一応は法律屋なのにこんなことを伺うのはものすごく恥ずかしいのですが、WTOのGPA協定の第2条で附属書Ⅰの付表が位置付けられています。ということは、そのいくつかの付表から成っている附属書Ⅰも条約の一部だということですよ。ということは、少なくともこれらの付表の内容は日本だけで勝手に変えることはできない、というのが議論の出発点だと考えてよろしいのでしょうか。

○喜多参事官 そのとおりだと思います。付表も条約の一部です。

○安念委員 条約そのものですよね。アネックスなのだから。そうすると、日本政府限りで動かせる範囲というのはどこになるのですかね。

○喜多参事官 自主的措置のところは、文字通り、我が国の自主的な措置ではありますが、現実的には日本独自の判断で変更が可能かという点は、内閣官房など関係省庁に確認してみないと分かりません。

○安念委員 ちょっとまずはそこから、政治的に可能かどうかはともかくとして、法的に動かせる範囲がどれかということをもとにまず確定しなければなりませんよね。それで、政府というものの自体の定義は、まさに付表で個別の固有名詞で決まってしまうから、そのエンティティーを日本政府限りで動かすということは基本的にできない仕掛けになっているのではないのでしょうか。そうとなると益々もって、どこを日本政府限りで法的に動かせるのかということを確認してから議論しないと、結局それは元々できない話なのだよなというふうになってしまうので、そこをちゃんとしなければいけないなとお話を伺っていて感じました。

○落合委員 安念先生、ありがとうございます。私もそのところは非常に懸念しています。ただ、諸外国で抜いている手法がどうやって抜いているのかというのを理解した上で我々は作戦を立てることが重要なと思いました。そういった意味でまず、内閣官房ですとか外務省に御調査いただくというのからやっていくのが適切ではないかと思っております。

○安念委員 全くおっしゃるとおりと存じます。

○八田座長 アメリカはある意味で特殊で、フランスもドイツもオーストラリアも国立の

大学がありますから、そういうところで抜いているのか抜いていないのか、もし抜いているとしたらどうして抜いているかというのを見る必要があると思いますが、日米構造協議がWTOの法文に影響を与える、それはどういうことなのですか。

○喜多参事官 自主的措置については、確認が必要ですが、一つの背景としては、当時の貿易摩擦も受け、日本が開かれた市場であることを示す必要もあったようです。

○八田座長 それはさっき安念先生がおっしゃった条約本体の話とはまた別。

○喜多参事官 条約本体の話ではないです。

○八田座長 分かりました。

○森部長 すみません。つくば市から少し付け足しさせていただいてもよろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○森部長 つくば市の森と申します。

落合委員がおっしゃっていただいたように、自主的措置に関しては、日本政府が独自に上乗せしている部分でございますので、条約上の国際約束の効力は及ばないと。ですので、クレジットが関係省庁申合せになっておりますけれども、関係省庁間で、ここで例えば国立大学法人ですとか計画活動を行うような独立行政法人、具体的には国立研究開発法人のようなものを少なくとも自主的措置からは除外するみたいなことが申合せ上で約束できれば、条約とは別のところで少なくとも基準額を引き下げている部分からは外れるだろうと。ただ、例えばJAXAであれば、JAXAはそもそも付表の中に入っていないのですけれども、スパコンの調達に関してはこの自主的措置においてわざわざ政府調達の縛りがかかるようになっておりますので、そういったところは日本政府の判断でできるのではないかと考えます。

それで、おっしゃられたように付表3から抜くということに関しては、日本政府が独自でやれるものではなくて、当時交渉で決めたものなので動かせないのですけれども、一方で日本政府も含めて付表から、付表に書かれている機関の出し入れというのは行っているのです。例えば日本政府の事例で言うと、平成28年にJR九州を除いています。これは具体的にWTOとの関係でどういう手続かというのは外務省の方でないと御存じないと思います。私も詳細を把握していないのですが、外務省の報道発表でも書かれているのですけれども、「我が国政府はWTO政府調達協定の適用対象からJR九州を除外するための修正通報を行っていたところ、何月何日、同修正の効力が生じ、政府調達協定の対象から除外されました」ということが発表もされております。つまりは、WTO加盟国全部で集まってもう一度再交渉ということではなくて、何かしらこの修正通報という手続をとれば理論的には、もちろん政策論的にどうかというのは各国との議論が必要な部分があるかもしれないですけれども、手続上は可能なように見えます。

以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 付表の部分については、なかなかすぐに変えられないところはあると思うのですが、一方で工夫ができる余地もあるのだらうと思っております。例えば、入札期間を短くするような弾力的な運用もできるというのを、例えばガイドライン等で示していただいて実施しやすくするとかがあると考えます。２点目ですけれども、今後の関係各所からの反論を考えると、特区でできないという場合に、別に全国的に行っていただいてよい問題なのではないかと思しますので、それも含めて御検討いただくといいのかなと思いました。

○八田座長 他に御意見はございますでしょうか。

まず、今日のつくば市から提起され議論された問題は非常に重要で、日本の大学の研究を高めていくためには何としてでも色々対策を講じなければいけない。まずやるべきことは、諸外国の国立大学でこれがどういう状況になっているのかというのが必要だと。それから、実績数値のところについてはJR九州を除外したというような例が修正通報によってあるわけだから、それと同様の手続が使えないだろうかと。それから、上乗せ部分についての修正は条約本体とまた別のものだからできるだろうと。それから、全てできなかったら、条約の再交渉もすべきぐらいに重要な問題だということだろうと思います。そんなまとめでよろしいでしょうか。

それでは、今の御議論を外務省及び内閣官房に対して提出いたしまして、反論をいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○五十嵐市長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、これでワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。